

おいらせ町スポーツ少年団交付金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、スポーツ活動を通じて青少年の心身の健全な育成を図るため、おいらせ町スポーツ少年団に加盟する分団(以下「分団」という。)に対し、予算の範囲内において交付金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の交付金の交付については、おいらせ町補助金等の交付に関する規則(平成 18 年おいらせ町規則第 46 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(対象事業)

第 2 条 交付金の対象となる事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 分団の指導者確保と育成に関する事業
- (2) 分団の選手育成と活動に関する事業
- (3) 各分団及び関係団体との交流事業
- (4) その他分団活動の目的を達成するために必要な事業

(交付金の額)

第 3 条 交付金の額は、別表に掲げるとおりとする。

(交付金の交付申請)

第 4 条 交付金の交付を受けようとするときは、スポーツ少年団交付金交付申請書(様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。なお、第 3 号、第 4 号の書類は、当該年度においらせ町スポーツ少年団本部へ提出する書類と同様の書類とする。

- (1) 事業計画書(様式第 2 号)
- (2) 収支予算書(様式第 3 号)

(3) 指導者名簿

(4) 団員名簿

(交付金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定により交付金の交付申請を受けたときは、当該申請に係る書類等を審査し、交付金を交付することが適当であると認めたときは、スポーツ少年団交付金交付決定通知書（様式第4号）をもって通知するものとする。

2 前項の決定を受けた者は、速やかにスポーツ少年団交付金請求書（様式第5号）を提出しなければならない。

(実績報告)

第6条 交付金の交付の決定を受けた者は、交付を受けた事業が完了した後（当該事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては当該承認を受けた後）30日以内に、スポーツ少年団交付金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 活動報告書（様式第7号）

(2) 収支決算書（様式第8号）

(交付金の返還)

第7条 町長は、交付金の交付について、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨をスポーツ少年団交付金返還命令書（様式第9号）により申請者に通知し、既に交付した交付金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 交付金の申請について、不正な行為があったと認められるとき。

(2) 交付金について、不適当な事実があると認められるとき。

(3) 分団が返還を希望したとき。

（書類の整備及び保管）

第 8 条 この告示による交付金の交付を受けた分団は、当該交付金に係る収入、収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該交付金の交付を受けた事業が完了した日（当該事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては当該承認を受けた日、または分団が解散した場合にあっては解散した日）の属する会計年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

附 則

この告示は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

種別	交付金の額
基本割	1 分団あたり 25,000 円
小学生 人数割	町スポーツ少年団事務局への分団員名簿提出期限日時点（基準日 6 月 30 日現在）の分団員数（町内在住の小学校児童）に 1,000 円を乗じた額。
中学生 人数割り	町スポーツ少年団事務局への分団員名簿提出期限日時点（基準日 6 月 30 日現在）の分団員数（町内在住の中学校児童）に 2,000 円を乗じた額。